2028 年度以降の専門看護師・認定看護師・認定看護管理者の更新審査に関する FAQ

（2026 年 9 月 16 日更新）

<u>※詳細は、申請する年度の各審査の「手引き」を必ずご確認ください。</u>

以下、「CNS」は専門看護師、「CN」は認定看護師、「CNA」は認定看護管理者を示す。

目次

1. 2028 年度より変更（CNS、CN、CNA 共通）

1）共通事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2）研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3）学術集会等での発表または論文掲載について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

4）教員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

5）講師について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

6）その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

1. 2028 年度より変更（CNS、CN、CNA 共通）

1）共通事項について

No	問	回答
①	個別具体的な照会 ・～の研修を受けたが対象になるか。 ・A という団体の研修は対象になるか。 ・A という団体で～の研究について講師を行ったが換算されるか。	審査判定に関わる個別・具体的な内容につきましては、審査会での判断となりますため、お答えいたしかねます。
②	2028 年度以降の更新申請方法、書類提出方法はどうなるのか。	2027 年 3 月末までには、様式案や概要をご提示いたします。なお、2028 年度以降の手引きにつきましては、更新年の 4 月頃に本会ホームページに掲載し、当該年度更新審査該当者様へご連絡いたします。関連資料につきましては、従来通り、申請までご自身で保管ください。
③	認定システムに研修履歴を入力してもよいか。	2027 年秋頃（2027 年度更新者の申請締切後）にシステム改修を予定しております。そのため、2028 年度以降の更新者につきましては、認定システムへの研修履歴の入力をお控えくださいますようお願いいたします。
④	同一法人でも施設が異なる場合は「自施設以外」に該当するか。	同一法人でも運営主体や施設（施設名称、住所等）が異なる場合は「自施設以外」に該当します。
⑤	従来までの研修実績及び研究業績等の自己研鑽の点数（ポイント）は、2028 年度以降の更新時にも実績として申請できるか。	2024 年 9 月 15 日に公表しましたとおり、申請要件が変更となっております。そのため、従来は申請が可能であった自己研鑽の中でも、申請要件の対象外となるものもございます。 また、申請要件の対象となる活動につきましても、点数（ポイント）に換算した実績ではなく、実績時間でご申請いただく形となりますので、ご留意ください。
⑥	従来の点数換算表にあった 1 群（社会活動）は申請できるか。	2028 年度更新より、従来の点数換算表にあった 1 群（社会活動）は申請の対象外となります。
⑦	実習指導は申請できるか。実習指導は講師の講義時間として対象となるか。	実習指導者として実習に携わった時間は研修受講時間に換算できません。申請の対象外となりますので、ご留意ください。
⑧	認定看護師教育を見直していると聞きました。今後も更新審査は続くのでしょうか。また、A 課程認定看護師の場合、特定行為研修の共通科目を修了しないと更新できないのか。	教育の見直しに関係なく、認定看護師の資格を取得されている方を対象とした更新審査は、継続して実施いたします。 A 課程認定看護師の方が、特定行為研修の共通科目を履修しなければ更新できないという要件はございません。

2）研修について

No	問	回答
①	自分が受講した研修が申請の対象となるのか教えて欲しい。	審査判定に関わる個別・具体的な内容につきましては、審査会での判断となりますため、お答えいたしかねます。 ご自身が、CNS､CN､CNA それぞれの能力の維持向上に必要と判断した研修※で、以下の枠内に該当するものであればご申請いただいて構いません。 ※国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修（自施設や個人主催は除く）。なお、受講証明証(注)の提出が必要。 （注）「受講証明証」には、受講者氏名/開催年度・研修名/研修時間/受講日・期間/研修主催団体/主催者名の記載が必要
②	どのような研修を受講したらよいか。	研修については、国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修（研修受講証や修了証等の提出が必要）を受講してください。
③	「国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修」の”国”には都道府県や市町村等行政主催の研修も含まれるか。	含まれます。
④	受講証や修了証等が発行されない研修は対象外か。	受講証明証や修了証等が発行されない場合、必要事項（受講者氏名/開催年度・研修名/研修時間/受講日・期間/研修主催団体/主催者名）が確認できる書類（領収証、申込書、申込完了メール等）で代替することでご申請いただいて構いません。
⑤	受講証や修了証等に必要な記載事項や押印がない場合は対象外か。	受講証や修了書等に必要事項の一部の記載がない場合、記載がない項目を確認できる書類（プログラム等）を添付する形で提出いただいて構いません。なお、主催者側の押印がなくても提出書類として問題ありません。
⑥	受講した研修の修了証や受講証等に研修時間数の記載がない場合、対象外か。	修了証等に必要事項（研修主催者名、研修名、受講者名等）が記載されていない場合は、確認できるプログラム等を併せて提出してください。必要事項を確認するため、複数の資料を提出することは問題ありませんが、自作の書類は認められません。
⑦	自身の認定分野または専門分野の研修でないと更新要件として認められないか。	受講する研修内容に制限はありません。 ご自身が認定資格の能力の維持向上に必要だと判断した研修のうち、国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修（自施設や個人主催は除く）が該当します。ただし、受講証や修了証等が発行される必要があります。

⑧	無料研修も対象になるか。	有料か無料かは問いません。 ご自身が認定資格の能力の維持向上に必要だと判断した研修のうち、国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修（自施設や個人主催は除く）が該当します。ただし、受講証や修了証等が発行される必要があります。
⑨	特定行為研修は対象になるか。	対象となります。
⑩	認定看護管理研修（ファースト、セカンド、サード）は対象になるか。	対象となります。
⑪	受講したものの名称が研修ではなく、セミナーや講習会等の場合でも対象になるか。	名称が研修でなく、セミナーや講習会等の場合でも、ご自身が認定資格の能力の維持向上に必要だと判断した研修（セミナーや講習会等含む）のうち、国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修（セミナーや講習会等含む）であれば対象となります。ただし、受講証や修了証等が発行される必要があります。
⑫	オンラインや e ラーニングでの受講は対象になるか。	研修の受講方法（研修形態、実施形式）は問いません。 ご自身が認定資格の能力の維持向上に必要だと判断した研修のうち、国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修（自施設や個人主催は除く）が該当します。ただし、受講証や修了証等が発行される必要があります。
⑬	学会（学術集会）参加は、研修として認められるか。	学会（学術集会）の参加は、研修受講に該当しません。ただし、学会（学術集会）等が開催する研修の受講で、研修受講証や修了証等が発行されている場合は、申請の対象となります。
⑭	大学院で履修した単位（時間数）は、研修として認められるか。	大学院で履修した単位（時間数）は、学生を対象とした授業（講義・実習）であるため、研修受講には該当しません。
⑮	大学院で実施される CNS 課程は対象になるか。	大学院で履修した単位（時間数）は対象となりません。
⑯	研修の受講時間は、どのように確認したらよいか。	研修受講証や修了証に記載された時間数（記載がない場合は研修案内等）でご確認ください。なお、時間単位での申請となりますので、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てとなります。 （例：80 分の研修受講は 1 時間として申請、90 分の研修受講は 2 時間として申請）
⑰	研修時間は、コマ数（みなし時間）で申請できるか。	コマ数（みなし時間）は、実時間に換算してご申請ください。
⑱	研修の修了証や受講証の氏名は、手書きでもよいか。	修了証や受講証等の氏名記載方法について指定はありませんが、研修主催者が発行したものに限ります。

⑲	研修時間の計上方法を知りたい。例えば、研修を 110 分受講した場合、何時間分を申請できるか。	申請できる時間は実時間となります。ただし、時間単位での申請となりますので、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てとなります。(例：80 分の研修受講は 1 時間として申請、90 分の研修受講は 2 時間として申請)
⑳	「国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修」に関し、以前の案内では「営利団体の実施する研修は対象とならない」とあったが、2026 年 9 月の案内ではその文言が消えた。研修主催団体は営利団体でもよいのか。	営利団体か非営利団体かは問いません。 ご自身が認定資格の能力の維持向上に必要だと判断した研修のうち、国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修（自施設や個人主催は除く）が該当します。ただし、受講証や修了証等が発行される必要があります。 なお、非常に多くのご意見を頂き、営利団体が主催する研修を一律に対象外とすることは、認定者の自己研鑽の機会を確保する観点から必ずしも適切ではないと再考したため、変更いたしました。

3）学術集会等での発表または論文掲載について

No	問	回答
①	「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」の要件にした理由を教えて欲しい。	学術集会等での発表または論文掲載によって、資格認定者の実践内容等がエビデンスとして可視化されることを目的に変更しました。
②	「学術集会等での発表または論文掲載」の内容に決まりはあるか。	「学術集会等での発表または論文掲載」の内容は、研究に限定していません。筆頭として抄録等に掲載されている場合は、自身または組織の実践等の可視化に繋がる内容（実践報告や事例報告）でも対象となります。
③	研究会やフォーラム等の発表は、「学術集会等での発表」として申請できるか。	筆頭として抄録等に掲載されている場合は、研究会やフォーラム等の発表も「学術集会等での発表」として申請（CN は 30 時間分、CNA は 15 時間分の研修受講時間として換算）できます。
④	共同発表者や共同研究者は申請の対象になるか。	要件は、”筆頭での「学術集会等での発表または論文掲載」”となるため、共同発表者や共同研究者は、対象外となります。
⑤	「学術集会等での発表」には、ポスター発表も含まれるか。	筆頭として抄録等に掲載されている場合は、ポスター発表も「学術集会等での発表」として申請できます。
⑥	院内で発行している医学雑誌は、院外の者が投稿可能な場合、「論文掲載」として申請できるか。	自施設内の論文掲載は認められません。
⑦	「学術集会等での発表または論文掲載」は、同演題でもそれぞれ 1 回として申請できるか。	演題名が同じ場合は、どちらか一方のみが申請の対象になります。研究実績の観点から、同一内容による複数の申請はお控えください。
⑧	「学術集会等での発表または論文掲載」は、専門分野の活動内容に限られるか。	専門分野の活動内容に限定しません。

⑨	「学術集会等での発表または論文掲載 2 回」について、回数に上限はあるか。	「学術集会等での発表または論文掲載 2 回」の回数について、上限はありません。
⑩	自施設以外の研修で活動報告を講師として講演する場合、「学術集会等での発表」として、研修時間に換算できるか。	筆頭として抄録等に掲載されている場合は、「学術集会等での発表」として申請（CN は 30 時間分、CNA は 15 時間分の研修受講時間として換算）できます。なお、自施設以外の研修等で講師をする際に抄録等が未掲載の場合は、「自施設外での講師としての講義時間」として、研修受講時間（実時間）に換算できます。
⑪	学術集会等におけるシンポジストやパネリストの発表は、申請の対象になるか。	発表内容が抄録等に掲載されている場合は、申請の対象となります。
⑫	学術集会等における座長は、申請の対象になりますか。	抄録等に掲載の有無にかかわらず、申請の対象にはなりません。
⑬	書籍や教科書の執筆は、「論文掲載」に含まれるか。	「論文掲載」に含みません。
⑭	学術集会等における学会とは、日本学術会議の学会名鑑に収載されている学会のことをいうのか。	日本学術会議の学会名鑑に収載されている学会に限定するものではありません。
⑮	「学術集会等での発表または論文掲載」について、両方の実績が必要か。	必ずしも両方の実績が必要なわけではありません。例えば「学術集会等での発表」が 2 回以上または、「論文掲載」が 2 回以上ある場合は、片方のみの実績で申請可能です。

4）教員について

No	問	回答
①	休講中の CN・CNA・CNS 教育課程で 1 年間、専任教員を務めた。自己研鑽の実績にある専任教員として申請できるか。	専任教員であっても休講中の場合は、「専任教員を務めた」実績がないため、申請の対象になりません。
②	教員を 1 年以上勤めているが、自己研鑽の実績にある CN・CNS：60 時間、CNA30 時間の研修受講と同等として申請できるか。	以下に該当する教員は、申請の対象となりますので確認してください。 ・CN 教育課程の専任教員・主任教員を 1 年以上務めた場合 ・大学院で CNS 教育課程の教員を 1 年以上務めた場合 ・CNA 教育課程の専任教員を 1 年以上務めた場合
③	CNS 教育課程（CNS コース）を有する大学院の教員の場合、直接専門看護師教育課程に関わっていなくても自己研鑽として申請できるか。	CNS 教育課程（CNS コース）以外の教員は、申請の対象になりません。

④	「各教育課程の教員を 1 年以上務めた場合」とあるが、条件等あるか。教員の実績証明として、どのような提出書類が必要か。	各教育課程の教員履歴（対象期間中で 1 年以上）で申請する場合、勤務先が発行した以下の内容が分かる勤務証明書を提出することで申請いただけます。 ①教育機関名、②氏名、③勤務期間（注：1 年以上）、④従事内容（例：CN 教育課程での専任教員、CNA 教育課程での専任教員、CNS 教育課程での教員　等） ※専門分野、専攻、雇用形態の記載は不要

5）講師について

No	問	回答
①	CNS・CN・CNA の教育課程で講師（非常勤含む）を務めた場合は、研修時間に含めてよいか。	講師としての講義時間は、研修時間のうち、CN・CNS は 12 時間、CNA は 6 時間まで、それぞれ実時間で申請することが可能です。
②	自施設内の研修で講師を務めた場合は、研修時間に含めてよいか。	自施設内の研修で講師を務めた時間は、研修時間としては認められません。外部団体等からの依頼で講師を務めた場合は、研修時間のうち、CN・CNS は 12 時間、CNA は 6 時間まで、それぞれ実時間で申請することが可能です。
③	看護師として病院に勤務しているが、所属している法人の看護学校からの依頼で授業の講師を務めた場合、研修時間に換算できるか。	同一法人でも施設名が異なる場合は、自施設外として、講師としての講義時間を研修受講時間（実時間）に換算できます。
④	講師としての講義内容に定めはあるか。	自施設以外での講師であれば、講義内容に定めはありません。
⑤	研修でのファシリテーター（演習支援者等含む）は「講師」として申請できるか。	研修でのファシリテーター（演習支援者等含む）は対象外です。
⑥	CNS・CN・CNA 教育課程で演習支援を行った時間や実習指導者として実習に携わった時間は、研修時間に含めてよいか。	研修時間としては認められません。
⑦	講師としての講義時間には、当日の研修プロブラムに参加した時間とあわせた時間で申請してよいか。	講師時間と研修受講時間は分けて申請してください。また、講義した実時間のみを研修受講時間として換算してください。なお、講義時間を研修受講時間（実時間）として換算できるのは、1 回の更新で CN・CNS は 12 時間まで、CNA は 6 時間まで研修受講時間として換算できます。
⑧	講師時間の計上方法を知りたい。例えば、110 分の講義を行った場合、何時間分を申請できるか。	申請できる時間は実時間となります。ただし、時間単位での申請となりますので、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てとなります。（例：80 分の講義は 1 時間として申請、90 分の講義は 2 時間として申請）

6）その他

No	問	回答
①	「講師」と「学術集会等での発表または論文掲載」を併用して研修受講時間に換算できるか。	できます。 例）CN 更新の場合_研修受講時間 60 時間の内訳 ・筆頭での論文掲載（抄録あり）30 時間 ・自施設外での講師　10 時間 ・研修受講　20 時間
②	CN と CNS の両方の資格を保有しているが、それぞれの資格更新申請に対し、同じ研修受講や学術集会等での発表を自己研鑽として申請することはできるか。	ご自身がそれぞれの認定資格の能力の維持向上に必要だと判断した結果、自己研鑽として研修受講や学術集会等での発表を行ったのであれば、それぞれの認定資格更新時に同一研修や同一発表を申請いただくことは可能です。

以上